資料 一 覧

資料 1	愛知県幼児教	教育研究協議会開催要綱・・・・・・・・・・・ <u>「</u>	1
資料 2	愛知県幼児教	数育研究協議会の傍聴に関する要領・・・・・・・・・· 2	2
資料3	令和2年度	愛知県幼児教育研究協議会委員等名簿・・・・・・・・・	3
資料4	令和2・3年	平度愛知県幼児教育研究協議会 協議題・・・・・・・・ · 2	4
資料 5	令和2年度	愛知県幼児教育研究協議会及び専門部会の開催経過・・・・	5
資料 6	令和2年度	第1回愛知県幼児教育研究協議会の概要・・・・・・・・・・	6
資料 7	令和2年度	愛知県幼児教育研究協議会専門部会における協議の概要・・フ	7
資料 8	本日の協議内	り容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ {	8

資 料

提案資料 令和2年度愛知県幼児教育研究協議会報告書(案)

<協議題>

幼児期の教育における一体的に育まれる資質・能力とは

-子供の具体的な遊びや生活の姿から考える-

愛知県幼児教育研究協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 本県幼児教育に関する諸問題について研究協議するため、愛知県幼児教育研究協議会 (以下「協議会」という。) を開催する。

(研究協議事項)

- 第2条 幼児教育に関する基本的事項並びに当面する諸問題について研究協議する。
- 2 協議題については、今日的課題を踏まえて、県教育委員会が提起する。 (構成)
- 第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 学識経験者・一般有識者
 - (2) 市町村関係者
 - (3) 幼稚園、保育所、認定こども園等及び学校関係者
 - (4) PTA関係者
 - (5) 県関係者

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、県教育委員会教育長が招集する。

(専門部会)

- 第6条 協議会に専門の事項を調査・研究するため、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、専門委員をもって構成する。
- 3 専門部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、専門委員のうちから互選する。
- 5 専門部会は、県教育委員会教育長が招集する。

(意見聴取)

第7条 協議会及び専門部会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めて、その意見を 聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開する。

(会議録)

- 第9条 協議会は、会議を開いたときは会議録を作成するものとする。
- 2 会議録の保存年限は、5年とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、県教育委員会学習教育部義務教育課において処理する。 (雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

附則

この要綱は、昭和47年6月1日から施行する。

附即

この要綱は、昭和52年5月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

愛知県幼児教育研究協議会の傍聴に関する要領

- 1 傍聴人の決定 会議の傍聴人は、会長が決定する。
- 2 傍聴人の人数 会議における傍聴人の定員は、10人とする。
- 3 傍聴申込み

傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書(様式1)により、会長に申し込むものとする。なお、傍聴の申込みは、会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し、会議の開始の10分前に締め切る。

4 定員を超えた場合の取扱い

締め切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者の うちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

- 5 会議資料の配付等
 - (1) 傍聴人には、当日、会議資料又はその概要を交付する。
 - (2) 傍聴人は、会議開会予定時刻までに入室し、本要領を遵守するものとする。
- 6 傍聴席に入ることができない者 次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。
 - (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可をした場合は、この限りではない。
 - (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
 - (5) カメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、 会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (6) その他、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。
- 7 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 帽子、外とう類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
- (3) 携帯電話及びスマートフォン等については、使用できないように電源を切るか、マナーモードにしておくこと。
- (4) 飲食しないこと。ただし、健康管理等のための水分補給等はこの限りではない。また、飲食禁止の会議室等の場合、水分補給等のための一時退室は認める。
- (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
- (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。
- 8 写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止

傍聴人は、議事に対する協議等の開始以後においては、傍聴席で写真やビデオ撮影をし、又は機器等を用いて録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

9 会長の指示

会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を 行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、 当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

10 施行年月日

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

資料 3

令和2年度愛知県幼児教育研究協議会委員等名簿 (敬称略)

選任区分	氏 名	職名			
学識経験者	津金美智子	名古屋学芸大学教授			
一般有識者	鈴木 照美	相山女学園大学講師			
	滝 誠	犬山市教育委員会教育長			
市町村	藤好三知雄	名古屋市教育委員会指導部指導室 指導室長			
関係者	永 井 悦 子	名古屋市子ども青少年局保育部 主幹			
	松永 直久	知立市福祉子ども部子ども課長			
	石川 治代	愛知県国公立幼稚園・こども園長会 会長 (刈谷市立かりがね幼児園長)			
幼稚園	水越 省三	愛知県私立幼稚園連盟 副会長(葵名和幼稚園長)			
保育所 及び学校	伊東 世光	愛知県社会福祉協議会保育部会 部会長(名古屋市 天使保育園長)			
関係者	宇都宮美智子	名古屋民間保育園連盟 副会長(名古屋市 中村保育園長)			
	渡 辺 孝 雄	稲沢市立稲沢東小学校長			
	神谷 吾一	愛知県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長 (名古屋市立第一幼稚園)			
P T A 関係者	濱地 佑佳	愛知県私立幼稚園PTA連合協議会 会長 (栄光八事幼稚園)			
	加 藤 望 美	一宮市立北方西保育園親の会 会長			
県関係者	山口智絵子	愛知県福祉局子育て支援課 課長			
71. 124 M. H	久 保 見 順	愛知県県民文化局県民生活部学事振興課私学振興室 室長			

事 務 局 名 簿

	氏	名	職	名	住 所	電話番号
	小林 虫	整 次	愛知県教育委員会学習教育部	部長		
	伊藤 孝		愛知県教育委員会義務教育課	課長		
	大谷 倭	建二	愛知県教育委員会義務教育課	担当課長		
事	福井有希		愛知県教育委員会義務教育課	課長補佐		
務	山上		愛知県教育委員会義務教育課	課長補佐	名古屋市中区	(052)
局	野田	 全之	愛知県教育委員会義務教育課	主査	三の丸 3-1-2	954-6799 (ダイヤルイン)
	福庭 千	千晶	愛知県教育委員会義務教育課	主査		
	服部のみ	みさ	愛知県教育委員会義務教育課	指導主事		
	鎌谷	羊行	愛知県教育委員会特別支援教	育課 主査		
	松川 文	文香	愛知県総合教育センター基本を	研修室 主査		

< 令和2・3年度愛知県幼児教育研究協議会協議題> 幼児期の教育における一体的に育まれる資質・能力とは -子供の具体的な遊びや生活の姿から考える-

1 設定理由

(現 状)

・ 幼稚園教育要領には、「幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第 1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努める ものとする」と示されている。その幼稚園教育において育みたい資質・能力は、「知識 及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の 三つであり、5領域のねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものとしている。 また、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿とし て、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明確化され、小学校の教師と共有する など連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする ことが示されている。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(「10の姿」)は、イメ ージされつつある中、幼稚園教育において育みたい「資質・能力」については、「10 の姿」との関連や具体的なイメージとして捉えられ理解するには至っていない。

(社会の要請)

- ・ 学校教育においては、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力の一層確実な育成と、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有することが重視されている。幼児期の教育においても、その基本を踏まえ、遊びを通した総合的な指導の中で一体的に育むとともに、小学校以降の子供の発達を見通しながら教育活動の充実を図ることが求められている。
- ・ 「愛知の幼児教育指針」では、重点目標として「幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進」を掲げており、幼児教育と小学校教育の目標を連続性のあるものとして示し、全ての保育者は、このことを踏まえて子供にとって必要な教育活動の充実を行うことを求めている。

2 検討すべき課題

幼児期の教育はその後の学校教育全体の生活や学習の基盤を培う役割を担っている。 つまり、幼児教育において育みたい資質・能力を、小学校以降の子供の発達を見通した 上で、幼児期にふさわしい生活を通して確実に育むことである。幼児期にふさわしい遊 びを中心とした教育・保育の中で、子供が何を、どのように学んでいるのかを明確にし て、更なる教育・保育の質の向上を目指していくことが必要と考える。

そこで、本協議会では、幼児期の教育において育みたい資質・能力がどのように一体的に育まれているかについて協議し、幼児期の教職員と小学校教員、あるいは園と保護者とが、実践における子供の具体的な姿から改めて捉え直し、「愛知の幼児教育指針」の基本理念である、生きる力につながる生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の在り方を明らかにし、教育活動の充実を図っていく。

令和2年度 愛知県幼児教育研究協議会及び専門部会の開催経過

年	月	日	曜	予定時間	幼児教育研究協議会	幼児教育研究協議会 専門部会
2	9	11	金	14:00~16:00 自治センター 603会議室	〈第1回研究協議会〉 ・令和2・3年度協議題の報告 ・研究の方向性について ・専門部会の設置 ・今年度の計画	
2	10	14	金	14:00~16:00 東大手庁舎 研修室A		〈第1回専門部会〉・第1回研究協議会の報告・令和2・3年度協議題の確認・研究内容について・報告書の構想案検討・第2回部会の予定確認
2	11	19	木	14:00~16:00 自治センター 603会議室		〈第2回専門部会〉 ・リーフレットの構想案の 最終検討 ・報告書案のまとめ
3	1	15	金	14:00~16:00 三の丸庁舎 801会議室	〈第2回研究協議会〉 ・専門部会からの報告 ・3年度の計画について	

令和2年度 第1回愛知県幼児教育研究協議会の概要 日時 令和2年9月11日(金)午後2時~午後4時 会場 愛知県自治センター 603会議室

- 1 開 会
- 2 教育委員会挨拶(部長)
- 3 委員等紹介
- 4 会長・副会長選出
- 5 会長・副会長挨拶
- 6 議 事
 - (1) 協議題説明

令和2・3年度愛知県幼児教育研究協議会協議題について「幼児期の教育における一体的に育まれる資質・能力とは -子供の具体的な遊びや生活の姿から考える-」

- (2) 協議事項について
 - ①幼児期における資質・能力とは、どのようなものか
 - ②資質・能力が一体的に育まれるとは、どのようなことか

<協議の記録>(・意見)

- ① 幼児期における資質・能力とは、どのようなものか
- ・園児がドングリを持ってきて、回したり、並べたり、数えたり、大きさを 比べたり思い思いに遊び始めた。<u>1つの教材で感じ方とか関わり方とか楽</u> しみ方とかがそれぞれで、自分なりの見立て方で関わっていることを感じ た。
- ・砂場でよく遊んでいたことを覚えている。大変楽しく、やりたくてやっていたから覚えている。子供が遊びをどんどん広げたり、深めたりする素材を与えていくことが大切で、幼稚園の資質能力につながっていく。
- ・遊びに夢中になれる時間を続けることが資質・能力につながると思う。<u>遊び込むことがどのような力につながるのか、保育者自身が分析しながら保</u>育をしていくことが大事だと思う。
- ・子供達は遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて感じたり、気付いたり、 分かったり、できるようになったりしていく。この時、何に気付くのかと いうところがすごく大事である。
- ・子供が先生に「聞いて」と言ってきた時に、先生がきちんと聞くことができるか、子供の気付きのセンサーや、好奇心を認める人がいるかということが大切である。「自分が面白いと思うことや、面白いと感じていることは良いこと」と感じ、自信や自己肯定感につながる大事な対応である。
- ・幼児教育では幼児理解が一番の根っこになる。どんな姿を見てもその子を

理解しようとする気持ちで事例を読み解いていくことが大切である。

- ・特別なことをして資質能力を育むのではなく、<u>普段の生活やその子のやり</u>たい興味のある遊びの中から「これは育んでいくものだ」ということを頭におき、研究をまとめると、繋がりが見えてくるのではないかと思う。
- ・子供を見ていて感じることは、子供自身が感じるとか気付くということが <u>すごく大事であること。</u>子供達なりの感じるセンサーを、様々な経験や体験の中で、いかにたくさん身につけて入学してくるのかということが大事 だと感じる。<u>好奇心をもっていれば、自分なりの道筋、自分なりの理論を</u> <u>もち、工夫をしながら何かを探求しようとする。</u>
- ②資質・能力が一体的に育まれるとは、どのようなことか
- ・好奇心・探求心、失敗しても粘り強く頑張る力や、友達みんなに励まされてみんなでやろうという気持ち、自分なりに試行錯誤をする気持ちなど、 非常に大事な視点であり、幼児教育で大事にしたいところである。
- ・幼児期に育ててもらった基礎の部分に、<u>小学校はしっかりと目を向けて伸ばし、連携できるシステムを作ったり、現場の先生方がつながったりする</u>必要がある。
- ・<u>資質・能力と言われているものは子供たちの生活や遊びの中に含まれていることを感じ、楽しさや興味という原動力が「思考力」につながり「分かった」という知識の基礎となることを感じた。</u>
- ・「知識・技能の基礎」と言葉だけを見てしまうと、小学校以降の教育のように「何かが分かる」とか「何かができる」という「分かった・分からない」とか、「できる・できない」というところだけで判断しやすいのではないか。
- ・幼児教育の発達の特性を踏まえた教育の在り方、資質・能力の3つの柱は、 高等学校までつながっているけれども、幼児期には幼児期の発達の特性が あるのでその独自性が発揮されないと、上にはつながっていかないことを 示していけるとよいと思う。
- (3) 令和2年度専門部会について
- (4) 令和2年度開催計画等について
- 7 連絡·依頼事項
- 8 閉会の言葉(義務教育課長)
- 9 閉会

令和2年度 愛知県幼児教育研究協議会専門部会における協議の概要

	幼児教育研究協議会 専門部会	主な検討事項として
1	(第1回専門部会) 10月14日(金) 午後2時から午後4時 東大手庁舎 研修室A	(1) 第1回研究協議会の報告 (2) 令和2・3年度協議題の確認 (3) 研究内容について ① 内容の共通理解 ② 報告書様式提案 ③ 掲載内容の提案 (4) 報告書の検討 ① 事例の検討 ② レイアウト案の検討 検討事項 「姿の読み取り」「読み手に伝わる文章」「文言の見直し」「色合いや字体」「レイアウトの見直し」等について
2	(第2回専門部会) 11月19日(木) 午後2時から午後4時 自治センター603会議室	(1) リーフレットの最終検討 ①事例内容検討 ②全体構想 構成、表し方、字体・大きさ、色彩、誤字脱字確認 ③今後の予定についての共通理解 検討事項 ・事例内容に、友達の考えに触れて、新たな気付きにつながっている5歳児の特徴を踏まえた読み取り追加について ・見やすく、分かりやすい報告書案について

本日の協議内容

<協議題>

幼児期の教育における一体的に育まれる資質・能力とは -子供の具体的な遊びや生活の姿から考える-

- (1) 報告書(案) について
 - ①構成・内容について

②その他

(2) 次年度の取組について

(3) その他